

監査報告書

令和8年6月17日

学校法人金井学園

理事会 御中

評議員会 御中

監事



監事



私たち監事は、私立学校法第52条及び第56条並びに学校法人金井学園寄附行為の規定に基づき、令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の学校法人の業務、財産の状況並びに理事の職務執行の状況について監査を実施しましたので、その結果を次のとおり報告します。

1 監査の方法及びその内容

- (1) 理事会、評議員会、その他必要と思われる会議に出席し、必要に応じて意見を述べたほか、理事から業務執行状況について報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、必要に応じて説明を求め、学校運営の状況を調査しました。
- (2) 事業報告書に記載されている理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制、その他学校法人の業務の適正を確保するために必要なものとして整備されている体制（内部統制システム）について、理事及び職員等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「会計監査人の職務の遂行に関する事項」（私立学校法施行規則第37条各号に掲げる事項）の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該会計年度にかかる事業報告及びその附属明細書、計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）並びに財産目録について検討しました。

2 監査の結果

(1) 事業報告書等の監査結果

- ① 事業報告書及びその附属明細書は、法令及び寄附行為に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部システムに関する事業報告書の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果
- 会計監査人の監査方法及び結果は相当であり、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、学校法人の財政状態を適正に表示しているものと認めます。

以上